

エコアクション21 環境経営活動レポート

令和5年4月1日～令和6年3月31日



地上を見つめて
地下を創る。

私たちは快適な都市機能を
先進技術で支えています。

 **アサヒエンジニアリング 株式会社**

【令和6年6月28日作成】

目次

1. 事業活動の概要	1項
2. 環境経営方針	2項
3. 実施体制	3項
4. 環境経営目標	4項
5. 環境経営活動計画	5項
6. 環境経営目標とその実績	6項
7. 環境経営活動の取組結果と評価	7-12項
8. 環境関連法規への・違反・訴訟の有無	13-14項
9. 環境上の緊急事態への準備及び対応	15項
10. 代表者による全体の評価と見直し	16項

事業活動の概要

事業所名	アサヒエンジニアリング株式会社
代表者	代表取締役 金原 秀明 令和6年6月20日付にて金原秀明が代表取締役会長に、沖俊昭が代表取締役社長に就任
所在地 本社・整備工場	〒432-8001 静岡県浜松市中央区西山町1831-4 TEL : 053-485-1000 FAX : 053-485-3421
環境管理責任者	常務取締役 沖 俊昭
事務局	総務部 古田 浩二
設立	昭和60年2月13日
資本金	2,000万円
事業内容	上下水道管推進工事、土木工事、推進機械の販売及びレンタル、管更生工事、調査業務



- 建設業許可 静岡県知事許可（特－５）第32460号
土木、とび・土工、管、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体
許可有効期間：令和5年4月18日～令和10年4月17日
- 産業廃棄物 静岡県許可 第02201156143号 がれき類（積替・保管除く）
収集運搬業許可 許可有効期間：令和2年10月5日～令和7年10月4日
※今期実績 自社運搬のみ

事業の規模

活動規模	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	17億1976万	16億9736万	16億5405万
工事件数	76件	81件	85件
レンタル件数	12件	3件	6件
従業員	34名	34名	34名
事務所床面積	600.5㎡	600.5㎡	600.5㎡
工場・倉庫床面積	178.2㎡	178.2㎡	178.2㎡
資材置場面積	2,037.0㎡	2,037.0㎡	2,037.0㎡

- 対象範囲（認証・登録範囲）
- 組織 全組織（本社・整備工場）
 - 活動 全活動（上下水道管推進工事、土木工事及び推進機械の販売及びレンタル）

- 主な保有機械
- 推進機械 ユニコーンDH-ES 16セット
サクセスモールω 4セット
レジェンドパイプ 2セット 他
 - その他 テレビカメラ車、フォークリフト 他



ユニコーンDH-ES



サクセスモールω

アサヒエンジニアリング株式会社 環境経営方針

環境理念

アサヒエンジニアリング株式会社は、推進工事を基本とする全ての事業活動を通じて環境保全活動を推進し環境経営に努めることで地域社会のよりよい環境づくりと循環型社会の構築に貢献します。

基本方針

環境理念に基づいて環境経営システムを構築し、全ての事業活動において環境負荷の軽減に積極的かつ継続的に取り組みます。

そのために次の活動に取り組みます。

□環境負荷の低減と環境保全活動に継続的に取り組みます。

- ①二酸化炭素排出量（燃料及び電力等）削減
- ②廃棄物の適正処理・排出量削減・リサイクル促進
- ③節水への取り組み
- ④環境対策型工法の普及促進
- ⑤地域貢献・ボランティア活動への参加
- ⑥事務用品等のグリーン購入の促進
- ⑦化学物質の適正管理

□環境関連法規制等の遵守

環境関連法規制等を常に把握し遵守します。

□環境経営の継続的改善

環境経営の改善を継続的に実施することを誓約します。

□環境教育の実施

環境教育を実施し、全従業員への方針周知と環境保全の意識を高め、全員参加により取り組みます。

□環境コミュニケーションの積極的实施

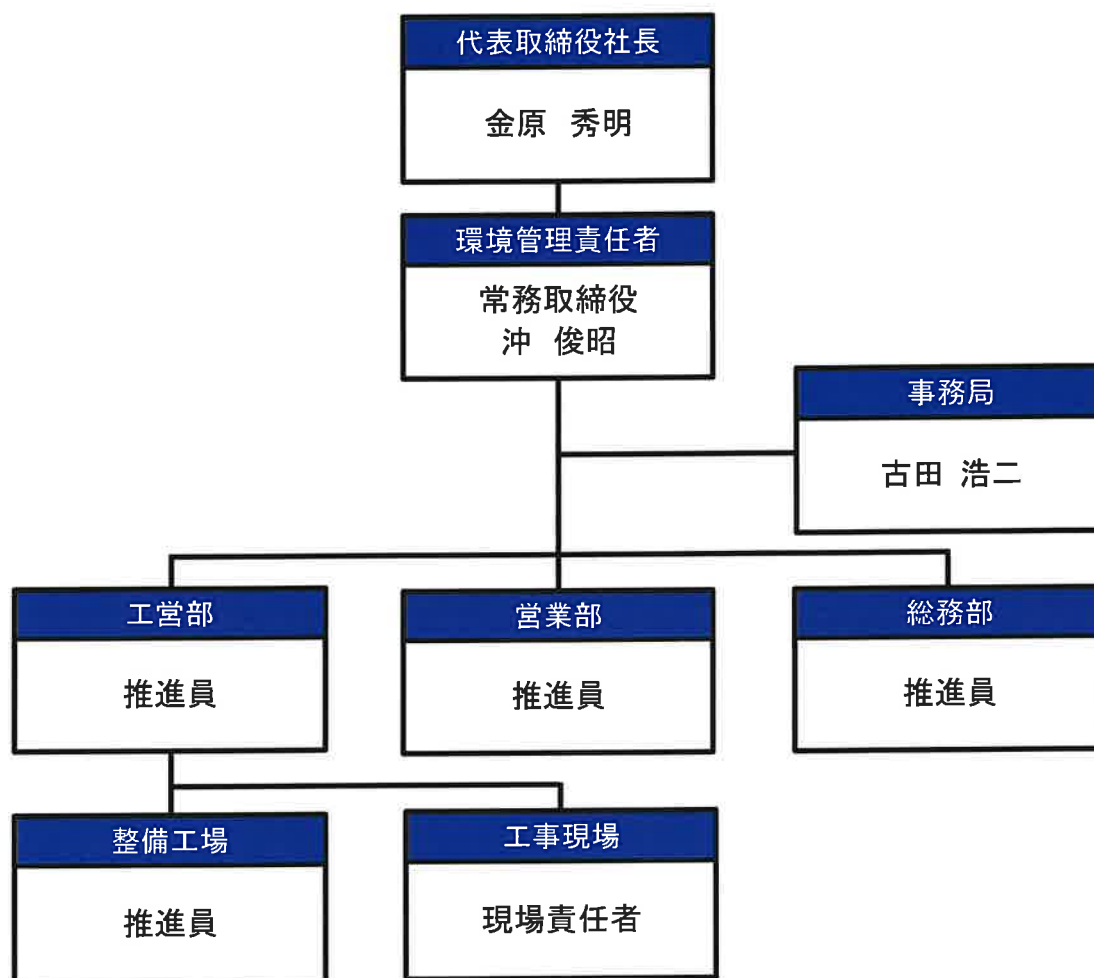
環境活動レポートを公開し、地域社会との環境コミュニケーションを高めます。

制定日 平成21年10月1日

改定日 令和 2年 4月 1日

アサヒエンジニアリング株式会社
代表取締役 金原 秀明

エコアクション21実施体制



■エコアクション21の取組の対象サイトと事業活動

アサヒエンジニアリング株式会社 全組織・全活動・全従業員を対象としています。

役職	氏名	役割・責任・権限
社長	金原 秀明	環境経営システムの総責任者 ・環境方針の決定 ・環境管理責任者の任命 ・資源（人材・資金・技術）の用意 ・取組結果全体の評価、見直し
環境 管理 責任者	沖 俊昭	・システムの運用管理 ・法規制等の要求事項確認及び遵守チェック ・実施状況の確認→代表者へ報告
事務局	古田 浩二	・全体計画の立案 ・文書及びデータの作成、管理、記録 ・教育の実施 ・システム運用上の事務管理
推進員	各部署毎	・部内で中心となり環境活動の実施・管理をする ・部員に環境目標・活動計画等の周知をする
全従業員	各自	・環境方針を理解し環境への取組の重要性を認識 ・積極的に活動に参加し、全社的活動とする

環境経営目標

事 務 所・倉 庫					
項 目	単 位	前 期 実 績 令 和 4 年 度 基 準 値	当 期 目 標 令 和 4 年 度 基 準 比 △ 1%	目 標 令 和 5 年 度 基 準 比 △ 2%	目 標 令 和 6 年 度 令 和 5 年 度 前期比 △ 3 %
CO ₂ 排出量の削減	kg-CO ₂	25,839	25,581	25,325	25,072
電力使用量の削減	kg-CO ₂	8,776	8,688	8,601	8,515
ガソリン使用量の削減	kg-CO ₂	11,026	10,915	10,806	10,698
軽油使用量の削減	kg-CO ₂	6,038	5,978	5,918	5,859
産業廃棄物排出量の削減	t	3.71	3.67	3.64	3.60
一般廃棄物の削減	t	0.65	0.65	0.64	0.63
コピー使用量の削減	枚	148,980	147,490	146,015	144,555
水使用量の削減	m ³	188	186.12	184.26	182.42
グリーン購入の推進（購入率）	%	46%	50%	50%	50%
化学物質の適正管理・使用量削減	kg	2.0	2.0	2.0	1.9

※CO₂排出係数：0.472kg-CO₂/kWh（2018年度 中部電力）

現 場					
項 目	単 位	前 期 実 績 令 和 4 年 度 基 準 値	当 期 目 標 令 和 5 年 度 基 準 比 △ 1%	目 標 令 和 6 年 度 基 準 比 △ 2%	目 標 令 和 7 年 度 令 和 6 年 度 前期比 △ 3%
CO ₂ 排出量の削減	kg-CO ₂	124,287	123,044	121,814	120,596
ガソリン使用量削減	kg-CO ₂	30,088	29,787	29,489	29,194
軽油使用量削減	kg-CO ₂	94,199	93,257	92,324	91,401
グリーン購入（流動化処理土）	m ³	15	15	15	15
環境対策型工法ササエール®の施工の推進	m	0	500	500	500

原単位	CO ₂ 排出量の削減	125	82	79	75
	産業廃棄物の削減	0.0022	0.0024	0.0023	0.0022
	年間施工高（百万円）	1,697	1,500	1,550	1,600

※基準比評価にあわせて、施工高（百万円単位）に対する数値により現場における軽油・ガソリン、廃棄物について評価

合 計					
項 目	単 位	前 期 実 績 令 和 4 年 度 基 準 値	当 期 目 標 令 和 4 年 度 基 準 比 △ 1%	目 標 令 和 5 年 度 基 準 比 △ 2%	目 標 令 和 6 年 度 令 和 5 年 度 前期比 △ 3 %
CO ₂ 排出量の削減	kg-CO ₂	150,126	148,625	147,139	145,668

環境経営計画

項 目	実施内容	実 施 ス ケ ジ ュ ー ル												担当
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
CO2排出量の削減														事務所: 古田 現場: 高田
電力使用量削減	・未使用時、休憩時の消灯													整備工場: 伊藤
	・空調温度の管理													
	・空調機のフィルター清掃													
ガソリン使用量削減	・アイドリングストップの徹底													
事務所・整備工場	・エコドライブの推進													
現場	急発進・急加速・空ぶかし禁止													
軽油使用量削減	・タイヤ空気圧の適正確認													
事務所・整備工場														
現場														
廃棄物排出量の削減	・資源ゴミ分別徹底													事務所: 古田
	・両面、裏紙、電子データ利用の促進、エコポスト													整備工場: 伊藤
水使用量の削減	・節水シール等の表示													事務所: 古田
水道使用量による把握														整備工場: 伊藤
グリーン購入の促進	・事務用品等のグリーン用品購入													事務所: 古田
	・現場での流動化処理土の使用													現場: 高田
環境対策型工法の施工	・工法のPR活動と普及													営業部 部長
サクセスモールω300・500														工事部 部長
稼働距離による把握														
地域貢献・ボランティア	・地域清掃活動への参加													古田

環境経営目標とその実績

事 務 所・倉 庫						
項 目	単 位	前 期 実 績 令 和 4 年 度 基 準 値	当 期 目 標 令 和 5 年 度 基 準 比 △ 1%	当 期 実 績 令 和 5 年 度	達成率	評価
CO ₂ 排出量の削減	kg-CO ₂	25,839	25,581	21,436	83.8%	○
電力使用量の削減	kg-CO ₂	8,776	8,688	8,466	97.4%	○
ガソリン使用量の削減	kg-CO ₂	11,026	10,915	10,286	94.2%	○
軽油使用量の削減	kg-CO ₂	6,038	5,978	2,683	44.9%	○
産業廃棄物排出量の削減	t	3.71	3.67	4.87	132.6%	×
一般廃棄物の削減	t	0.65	0.65	1.05	162.5%	×
コピー使用量の削減	枚	148,980	147,490	143,100	97.0%	○
水使用量の削減	m ³	188	186.12	169.00	90.8%	○
グリーン購入の推進（購入率）	%	46%	50%	40%	80.0%	×
化学物質の適正管理・使用量削減	kg	2.0	2.0	2.3	116.2%	×

※CO₂排出係数：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－平成30年度実績－ R2.1.7環境省・経済産業省公表」の中部電力㈱の調整後の排出係数である0.472(kg-CO₂/kWh)を使用

※一般廃棄物の総量の中には かん、びん ペットボトル その他のゴミ 機密文書の処理分の 175.55kgが含まれています。

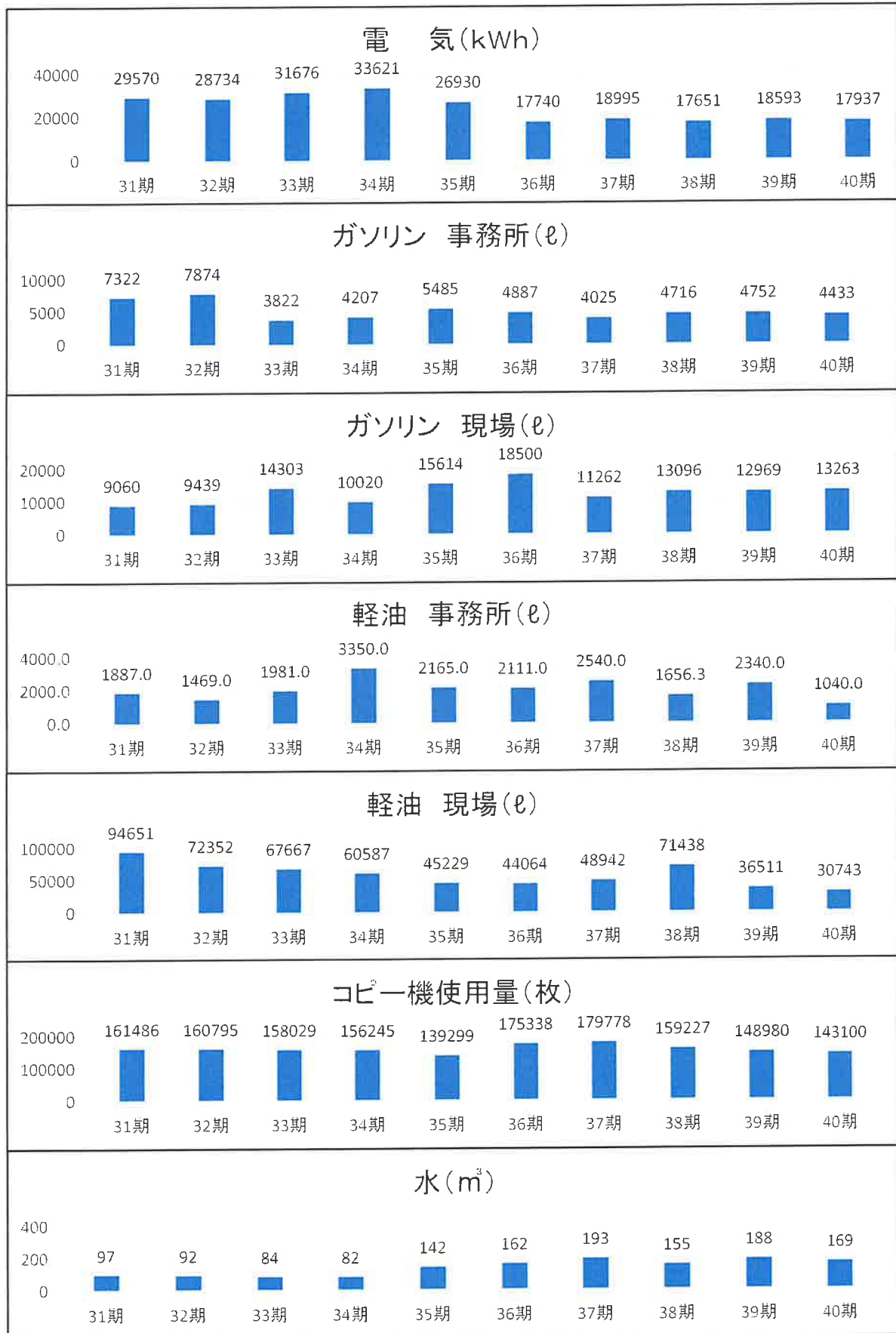
現 場						
項 目	単 位	前 期 実 績 令 和 4 年 度 基 準 値	当 期 目 標 令 和 5 年 度 基 準 比 △ 1%	当 期 実 績 令 和 5 年 度	達成率	評価
CO ₂ 排出量の削減	kg-CO ₂	124,287	123,044	110,090	89.5%	○
ガソリン使用量削減	kg-CO ₂	30,088	29,787	30,772	103.3%	×
軽油使用量削減	kg-CO ₂	94,199	93,257	79,319	85.1%	○
グリーン購入（流動化処理土）	m ³	15	15	12	80.0%	×
環境対策型工法ササエールωの施工の推進	m	0	500	79	15.8%	×

原単位	CO ₂ 排出量の削減		125	82	65	79.1%	○
	産業廃棄物の削減		0.0022	0.0024	0.0029	117.2%	○
	年間施工高（百万円）		1,697	1,500	1,697		

※基準比評価にあわせて、施工高（百万円単位）に対する数値により現場における軽油・ガソリン、廃棄物について評価

合 計						
項 目	単 位	前 期 実 績 令 和 4 年 度 基 準 値	当 期 目 標 令 和 5 年 度 基 準 比 △ 1%	当 期 実 績 令 和 5 年 度	達成率	評価
CO ₂ 排出量の削減	kg-CO ₂	150,126	148,625	131,526	88.5%	○

10年間の推移



環境経営活動の取組結果と評価

目標項目	CO ₂ 排出量の削減 電力使用量の削減		
実施内容	取組結果とその評価		次年度への取組
	評価	内容	
① 未使用時、休憩時の消灯	○	実施をしました。	継続実施
② エアコン設定温度の管理 夏27℃・冬23℃	○	実施をしました。	継続実施
③ エアコンフィルターの清掃	△	フィルターの清掃が年末のみでした。	継続実施
④ 使用していないパソコンの電源を切る	○	実施をしました。	継続実施
仕事量が増えたことに伴い事務作業を増えてきましたので使用量が増加はしていますが会社全体として節電に努めました。			

目標項目	CO ₂ 排出量の削減 ガソリン、軽油使用量の削減 事務所・整備工場 現場		
実施内容	取組結果とその評価		次年度への取組
	評価	内容	
① アイドリングストップの実施	○	実施をしました。	継続実施
② エコドライブの推進 急発進、急加速の禁止	○	実施をしました。	継続実施
③ 荷下ろし時のエンジンストップ	△	急いでいる際に時々ですが急発進・急加速で運転しました。	継続実施
④ 計画的な運転（ルート）	○	実施をしました。	継続実施
コロナの関係でお客様への訪問が非常に少なく車での移動が少なくなったためにガソリンの使用量は減りました。一方軽油に関しては工事量の増加に伴い増えています。			

目標項目	廃棄物排出量の削減 コピー機使用量の削減		
実施内容	取組結果とその評価		次年度への取組
	評価	内容	
① 裏紙の利用	○	実施をしました。	継続実施
② 両面印刷の利用	○	実施をしました。	継続実施
③ ページ集約印刷の利用	○	実施をしました。	継続実施
④ 印刷する前はプレビューで確認	○	実施をしました。	継続実施
仕事量が増えたことに伴い事務作業を増えてきましたので使用量が増加はしていますが会社全体として使用量の削減に努めました。			

目標項目	水道料の削減		
実施内容	取組結果とその評価		次年度への取組
	評価	内容	
① 水漏れ点検の実施	○	実施をしました。	継続実施
② 手洗い、歯磨き時等の節水	○	実施をしました。	継続実施
会社全体で水の使用量の削減に努めましたが コロナの影響で手洗い、うがいを推奨したため増加してしまいました。			

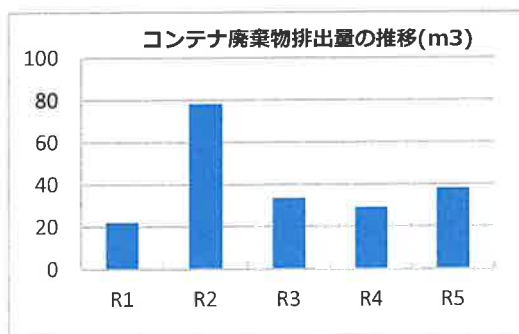
評価 → ○印：達成及び実施 △印：未達成 ×印：未実施

環境経営活動の取組結果と評価

目標項目	廃棄物排出量の削減	廃棄物排出量の削減
目標値	前年比 1% 削減	

活動内容及び備考

□コンテナ廃棄物排出量の推移



年度	R1	R2	R3	R4	R5
量(m3)	22.1	78.0	33.5	29.0	38.0
量(t)	10.0	14.7	6.3	3.7	4.9

(t換算)

- ・整備工場等から出るゴミは分別を徹底し、混合廃棄物コンテナへの廃棄量を減らすようにしています。管理を徹底するため今回、コンテナにふたを設置しました。

□産業廃棄物の内訳 R4.4～R5.3

(t)

	再資源化等	埋立
廃プラ		3.04
紙くず	0.16	
木くず	0.68	
金属くず		
がれき	0.99	
陶磁器		
	1.83	3.04
コンテナ再資源化率(%)		37.6%

- ・整備工場の分別置場を整備し分別の徹底



- ※整備工場にて鉄くず類などの有価物は分別して売却。

鉄くず類 3,080.0Kg 有価物として売却

- ・整備工場から排出される廃油・廃塗料類について

機械の整備を行う整備工場からは廃油及び廃塗料が排出されます。特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、適正な管理をするともに収集運搬処分業者と契約し適正な廃棄を行っています。なお廃油については主にリサイクル処理されています。

廃塗料排出量 今回実績なし

廃油排出量 今回実績なし



- ・事業所ゴミ計量の実施～分別徹底

コンテナへ廃棄するゴミを減らし、できるだけ分別を徹底

前期との比較

内訳	R4	R5	処理先
コピー用紙	231.8	344.6	リサイクル業者へ
新聞紙	23	101	リサイクル業者へ
雑誌	312.1	328.1	リサイクル業者へ
その他紙類	56.5	172.1	リサイクル業者へ
ダンボール	29.3	104	リサイクル業者へ
かん・びん	25.7	18.5	自販機業者へ
ペットボトル	31.1	41.9	自販機業者へ
その他ゴミ	172.9	115.15	事業系一般廃棄物
エコポスト	100.0	100.0	機密文書処理
合計 (kg)	982.4	1,325.4	
事務所内 リサイクル率(%)	82.4%	91.3%	



- ・エコポストの活用

機密書類の処分にエコポストを導入（鈴与㈱）しています。

紙詰まりなどのトラブルもなく、裁断手間もかからなくなり、機密文書の100%リサイクルができるようになりました。

また植林ポイント制度により環境保護活動にも間接的に寄与できます。



- ・外部のリサイクル活動の利用

使用済のデブラカートリッジ、プリンタカートリッジを分別し、各社のリサイクル収集場所へ出しています。



評価基準	評価	評価理由
前年より大きく削減できた	5	昨年よりも増加しましたが今後も継続してリサイクルに努めたいです。
前年より削減できた	4	
前年とほぼ同じ	3	
前年より増加した	2	
前年より大きく増加した	1	
今 後 の 取 組		
今後同様の活動を継続・徹底します。		

環境経営活動の取組結果と評価

目標項目	グリーン購入																
目標値	事務用品類グリーン購入率 前年比1%増																
内容及び備考																	
当社が主に購入する事務用品はネット及び販売店からです。 それぞれ、カタログ等に商品に環境マークを付しています。 そのような環境対応商品や詰め替えのできる商品をできるだけ購入するようにしています。 □事務用品類購入におけるグリーン購入割合 <table><tr><td></td><td>38期</td><td>39期</td><td>40期</td></tr><tr><td>事務用品購入品目（のべ）</td><td>146</td><td>99</td><td>75</td></tr><tr><td>うち環境基準外^ア 品目</td><td>45</td><td>46</td><td>30</td></tr><tr><td>〃 割合</td><td>31%</td><td>46%</td><td>40%</td></tr></table>			38期	39期	40期	事務用品購入品目（のべ）	146	99	75	うち環境基準外 ^ア 品目	45	46	30	〃 割合	31%	46%	40%
	38期	39期	40期														
事務用品購入品目（のべ）	146	99	75														
うち環境基準外 ^ア 品目	45	46	30														
〃 割合	31%	46%	40%														
現場でのグリーン購入																	
□流動化処理土購入実績																	
	38期	39期	40期														
流動化処理土	119	15	12														
評価基準																	
前年より大きくアップできた	5	今後も価格面のバランスを考慮しながら 拡充していきたい。															
前年よりアップできた	4																
前年とほぼ同じ	③																
前年よりダウンした	2																
前年より大きくダウンした	1																
今後の取組																	
今後も同様の活動を継続・徹底します。																	

目標項目	化学物質の適正管理及び使用量の削減		
目標値			
内容及び備考			
整備工場で使用する塗料類にPRTR制度対象物質を含みます。 MSDSによる確認をするとともに、使用及び保管においては使用量をできるだけ減らすとともに保管・管理を徹底しています。 			

□塗料類購入量及び化学物質質量			
	38期	39期	40期
購入量（塗料・シンナー）	84.0kg	48.0kg	66.0kg
含有化学物質質量 （キシリ・トルエン 1,3,5トリメチルベンゼン）	5.9kg	2.0kg	2.3kg

評価基準	評価	評価理由
前年より大きく削減できた	5	塗料の購入量が増加したので化学物質の量も増加しました。
前年より削減できた	4	
前年とほぼ同じ	3	今後も適正な管理を心掛けていきたい。
前年より増加した	②	
前年より大きく増加した	1	

今後の取組	
整備が増えればその分使用量も増えるが、出来る限り使用量を削減していきたい。	

環境経営活動の取組結果と評価

目標項目	地域貢献・ボランティア
目標値	全員毎年1件参加
内容及び備考	
・エコキャップ運動への参加 ゴミの分別によって出るペットボトルのキャップを回収し、再資源化による利益で世界の子供にワクチンを送るNPO法人「Iキャップ推進協会」のIキャップ運動に参加。ペットボトルのフタ1つから誰でも参加できる活動として始めました。	
	
・古切手の回収 使用済み封筒のセロファン部分を分別＆古切手を分別し収集 →浜松福祉文化会館で集められ「アリア友の会」を経由しアリアの現地医療のために使われています。	
・エコポストによる植林ポイント制度への参加 シレッダーに変わり導入した機密文書処理システム「エコポスト」（鈴与（株））書類処分1箱につき1ポイント10円となり静岡県森林組合連合会へ寄付されヒノキの植林に利用されます。	
 エコポスト	

・須山グループ®環境ボランティア・エコポイント制度

今年も昨年に引き続き地域ボランティア活動に力を入れ、現場近隣清掃等を積極的に実施しました。

23.12 事務所近隣清掃活

評価理由

全社員が活動に参加

5

4

多くの社員が参加

③

2

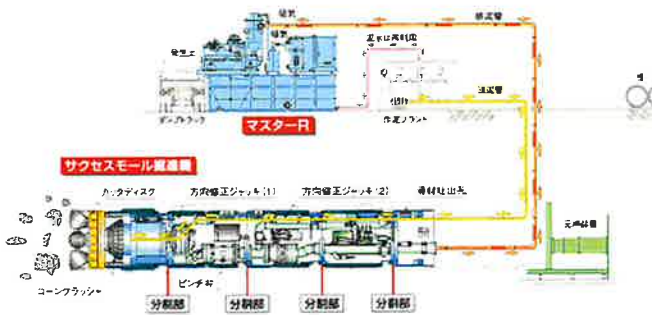
一部の社員のみ参加

1

皆さんの協力のおかげで今期も目標を達成することができました。

今 後 の 取 組

今後も同様の活動を継続・徹底します。

目標項目	環境対策型工法 サクセスモールωの施工
目標値	
内容及び備考	
・環境対策型小口径泥土圧推進工法「サクセスモールω」は 長距離・カーブ推進にも対応できる優れた推進技術と従来工法と比較して使用材料と産廃排出量を軽減できるなど優れた環境技術をあわせもつ推進工法です。	
	
①従来の泥濃式推進と違い、排泥を連続的に分級（建設発生土と泥水）することで産廃廃棄物を最大80%削減 ②分級泥水を再利用することにより産廃廃棄物排出量を削減 ③分級泥水を使用することにより作泥材料の削減 ④車両の搬出入軽減により運搬車両からの排気ガスの削減	

サクセスモールω施工延長距離(m)					
700.0					
600.0					
500.0					
400.0					
300.0					
200.0					
100.0					
0.0					
	R1	R2	R3	R4	R5
				</	

環境活動の取組結果と評価

■環境教育の実施

- 毎月行われる社員総会にて定期的な環境教育を実施し
全社員参加の環境活動を周知しました。

R5.10 各種使用量報告、更新審査結果報告

教育訓練記録

タイトル	各種使用量の報告・審査の結果報告書																																																																																																																																																		
実施日時	令和5年10月25日(月) 18時00分～																																																																																																																																																		
実施場所	アサヒエンジニアリング 大会議室																																																																																																																																																		
場所	社内研修																																																																																																																																																		
実施内容	・17/20(人) 参加の様子  ・各種使用量について  各種使用量についての説明 ・ガソリン、軽油の増減 →エコドライブの徹底																																																																																																																																																		
参加者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th><th>部署</th><th>コード</th><th>氏名</th><th>NO</th><th>部署</th><th>コード</th><th>氏名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>総務</td><td>21501</td><td>山崎 伸男</td><td>18</td><td>工務部</td><td>22101</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>2</td><td>総務</td><td>21502</td><td>山崎 伸男</td><td>19</td><td>工務部</td><td>22102</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>3</td><td>総務</td><td>21401</td><td>山崎 伸男</td><td>20</td><td>工務部</td><td>22103</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>4</td><td>工務部</td><td>18505</td><td>山崎 伸男</td><td>21</td><td>工務部</td><td>22104</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>5</td><td>工務部</td><td>18501</td><td>山崎 伸男</td><td>22</td><td>工務部</td><td>22105</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>6</td><td>工務部</td><td>18503</td><td>山崎 伸男</td><td>23</td><td>工務部</td><td>22106</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>7</td><td>工務部</td><td>18501</td><td>山崎 伸男</td><td>24</td><td>工務部</td><td>22107</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>8</td><td>工務部</td><td>18501</td><td>山崎 伸男</td><td>25</td><td>工務部</td><td>22108</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>9</td><td>工務部</td><td>20502</td><td>山崎 伸男</td><td>26</td><td>工務部</td><td>22109</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>10</td><td>工務部</td><td>20502</td><td>山崎 伸男</td><td>27</td><td>工務部</td><td>22110</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>11</td><td>工務部</td><td>21402</td><td>山崎 伸男</td><td>28</td><td>工務部</td><td>22111</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>12</td><td>工務部</td><td>21402</td><td>山崎 伸男</td><td>29</td><td>工務部</td><td>22112</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>13</td><td>工務部</td><td>21504</td><td>山崎 伸男</td><td>30</td><td>工務部</td><td>22113</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>14</td><td>工務部</td><td>21101</td><td>山崎 伸男</td><td>31</td><td>工務部</td><td>22114</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>15</td><td>工務部</td><td>21101</td><td>山崎 伸男</td><td>32</td><td>工務部</td><td>22115</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>16</td><td>工務部</td><td>21502</td><td>山崎 伸男</td><td>33</td><td>工務部</td><td>22116</td><td>山崎 伸男</td></tr> <tr><td>17</td><td>工務部</td><td>22001</td><td>山崎 伸男</td><td>34</td><td>工務部</td><td>22117</td><td>山崎 伸男</td></tr> </tbody> </table>			NO	部署	コード	氏名	NO	部署	コード	氏名	1	総務	21501	山崎 伸男	18	工務部	22101	山崎 伸男	2	総務	21502	山崎 伸男	19	工務部	22102	山崎 伸男	3	総務	21401	山崎 伸男	20	工務部	22103	山崎 伸男	4	工務部	18505	山崎 伸男	21	工務部	22104	山崎 伸男	5	工務部	18501	山崎 伸男	22	工務部	22105	山崎 伸男	6	工務部	18503	山崎 伸男	23	工務部	22106	山崎 伸男	7	工務部	18501	山崎 伸男	24	工務部	22107	山崎 伸男	8	工務部	18501	山崎 伸男	25	工務部	22108	山崎 伸男	9	工務部	20502	山崎 伸男	26	工務部	22109	山崎 伸男	10	工務部	20502	山崎 伸男	27	工務部	22110	山崎 伸男	11	工務部	21402	山崎 伸男	28	工務部	22111	山崎 伸男	12	工務部	21402	山崎 伸男	29	工務部	22112	山崎 伸男	13	工務部	21504	山崎 伸男	30	工務部	22113	山崎 伸男	14	工務部	21101	山崎 伸男	31	工務部	22114	山崎 伸男	15	工務部	21101	山崎 伸男	32	工務部	22115	山崎 伸男	16	工務部	21502	山崎 伸男	33	工務部	22116	山崎 伸男	17	工務部	22001	山崎 伸男	34	工務部	22117	山崎 伸男
NO	部署	コード	氏名	NO	部署	コード	氏名																																																																																																																																												
1	総務	21501	山崎 伸男	18	工務部	22101	山崎 伸男																																																																																																																																												
2	総務	21502	山崎 伸男	19	工務部	22102	山崎 伸男																																																																																																																																												
3	総務	21401	山崎 伸男	20	工務部	22103	山崎 伸男																																																																																																																																												
4	工務部	18505	山崎 伸男	21	工務部	22104	山崎 伸男																																																																																																																																												
5	工務部	18501	山崎 伸男	22	工務部	22105	山崎 伸男																																																																																																																																												
6	工務部	18503	山崎 伸男	23	工務部	22106	山崎 伸男																																																																																																																																												
7	工務部	18501	山崎 伸男	24	工務部	22107	山崎 伸男																																																																																																																																												
8	工務部	18501	山崎 伸男	25	工務部	22108	山崎 伸男																																																																																																																																												
9	工務部	20502	山崎 伸男	26	工務部	22109	山崎 伸男																																																																																																																																												
10	工務部	20502	山崎 伸男	27	工務部	22110	山崎 伸男																																																																																																																																												
11	工務部	21402	山崎 伸男	28	工務部	22111	山崎 伸男																																																																																																																																												
12	工務部	21402	山崎 伸男	29	工務部	22112	山崎 伸男																																																																																																																																												
13	工務部	21504	山崎 伸男	30	工務部	22113	山崎 伸男																																																																																																																																												
14	工務部	21101	山崎 伸男	31	工務部	22114	山崎 伸男																																																																																																																																												
15	工務部	21101	山崎 伸男	32	工務部	22115	山崎 伸男																																																																																																																																												
16	工務部	21502	山崎 伸男	33	工務部	22116	山崎 伸男																																																																																																																																												
17	工務部	22001	山崎 伸男	34	工務部	22117	山崎 伸男																																																																																																																																												

教育訓練記録

■全体を通して

電気使用量が昨年よりも減少しております。ガソリン、軽油に関しては事務所と現場の合計では削減ができております。

仕事の内容により消費量が左右されますので少しでも削減に努めたいと思います。

今後も出来ることは、みんなで進め、省エネ・省力化を進めていきたいと思っています。

また、エコアクションを通し、社員の意識を高め、環境に配慮した施工を行い、地域に貢献していきたいと思っています。

環境関連法規への違反・訴訟の有無

1. 環境関連法規等の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

区分	法規・条例・規制	条文	要求事項	概要	遵守状況
法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第3条	事業者の責務、事業者の一般廃棄物の自ら処理		○
		第5条	所有・占有・管理土地の清潔の保持(不適正処理廃棄物発見の速やかな通報等)		○
		第6条の2第6項	一般廃棄物収集運搬業者への委託処理		○
		第11条	事業者及び地方公共団体の処理(事業者の産業廃棄物の自ら処理)		○
		第12条第1項	自らの産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合の産業廃棄物の収集、運搬基準の遵守		○
		第12条第2項	生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管		○
		第12条第3,4項	事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管する場合の事前届出(保管をした日から起算して14日以内)		○
		第12条第5項	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託		○
		第12条第6項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守		○
		第12条第7項	事業者の産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認(産業廃棄物の処理を委託する場合)		○
		第12条の3第1項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合の manifests の交付	電子登録	○
		第12条の3第2項	管理票交付者の manifests 保管(A票、5年間)	電子登録	○
		第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者への manifests の写し(B1票)の90日以内の送付等		○
		第12条の3第6項	管理票交付者の manifests の写し(B1票)等の保管	電子登録	○
		第12条の3第7項	管理票交付者の産業廃棄物管理票交付状況等の報告	電子登録	○
		第15条	廃棄物置き場保管基準の遵守(表示、衛生管理等) 表示:60cm角以上、種類、氏名・連絡先		○
		第16条	不法投棄の禁止		○
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	第5条	指定製品及び特定製品の管理者の責務	フロン類の管理の適正化等	○
		第16条	第1種特定製品整備者の簡易点検又は定期点検	・全ての第1種特定製品を対象とした簡易点検の実施。(3ヵ月に1回以上) ・一定の第1種特定製品について、専門知識を有する者による定期点検の実施(7.5kW以上50kW未満の機器:3年に1回以上)	○
		第37条	第1種特定製品整備者の充てんの委託義務等	フロン類の充てんの第1種フロン類充てん回収業者への委託	○
		第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	第1種フロン類充てん回収業者にフロン類を引き渡し	○
		第43条	第1種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等	第1種特定製品廃棄等実施者の第1種フロン類充てん回収業者への書面の交付	○
		第86条	フロン類の放出の禁止	何人も、みだりにフロン類を大気中へ放出することを禁止	○
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	第5条	自動車の所有者の責務	自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務	○
		第73条	使用済自動車のリサイクル(使用済自動車の引き取り業者への引き渡し)	廃棄時有料にて適切な引渡し	○
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	第6条	事業者及び消費者の責務	・特定家庭用機器の長期間使用による特定家庭用機器廃棄物排出の抑制 ・廃棄時の特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者への適切な引き渡し及び料金の支払	○
		第19条	料金の請求	・特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者に対する再商品化料金の請求[廃棄時、有料にて適切な引渡し(TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの破棄)]	○
義務	下水道法	第11条の2	使用の開始等の届出(下水を継続して排除して公共下水道を使用しようとする者に対する下水量又は水質及び使用開始時期等の公共下水道管理者への届出)		○
		第12条の11	除害施設の設置等(右記基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対する除害施設の設置又は必要な措置の実施義務)	<下水排除基準> (1) 温度 45℃未満 (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 380mg/ℓ 未満 (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600mg/ℓ 未満 (5) 浮遊物質 1リットルにつき600mg/ℓ 未満 (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5mg/ℓ 以下 イ 動植物油類含有量 1リットルにつき30mg/ℓ 以下 (7) 窒素含有量 1リットルにつき240mg/ℓ 未満 (8) 燐(りん)含有量 1リットルにつき32mg/ℓ 未満 (9) 汚(よう)素消費量 1リットルにつき220mg/ℓ 未満	○

区分		法規・条例・規制	条文	要求事項	概 要	遵守状況
責 務	静岡県条例	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の産業廃棄物の適正な処理の促進に係る総合的な施策を策定、実施する責務		○
			第6条	土地所有者等の所有土等の適正管理		○
			第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置		○
			第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等		○
			第11条	事業者の産業廃棄物の不適切処理に係る措置等		○
	浜松市条例	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の責務	・従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育 ・関連会社及び子会社への必要な助言及び情報の提供	○
			第6条	土地所有者の所有地等の適正管理	産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするための所有地等を適正管理の実施	○
			第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置		○
			第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等		○
			第11条	事業者の産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等	運搬又は処分を委託した産業廃棄物が不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときにおける処理業者に対する是正の要求及び必要な措置の実施等	○
	浜松市条例	浜松市下水道条例	第9条	使用開始等の届出	公共下水道の使用を開始する者の次に掲げる事項の下水道事業管理者への届出 (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 排水設備の設置場所 (3) 使用する水の種類 (4) 井戸を使用する場合にあっては、世帯に属する者(以下「世帯員」という。)の数(一般家庭の場合に限る。))及び使用する井戸の数 (5) 管理者が必要であると認める事項	○
			第11条の2	除害施設の設置	下記基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者の除害施設の設置又は必要な措置の実施 ＜下水排除基準＞ (1) 温度 45℃未満 (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 380mg/ℓ 未満 (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600mg/ℓ 未満 (5) 浮遊物質量 1リットルにつき600mg/ℓ 未満 (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5mg/ℓ 以下 イ 動植物油脂肪類含有量 1リットルにつき30mg/ℓ 以下 (7) 窒素含有量 1リットルにつき240mg/ℓ 未満 (8) 糞(りん)含有量 1リットルにつき32mg/ℓ 未満	○
責 務	法令	環境基本法	第8条	事業者の責務	公害の防止、自然環境適正保全のための措置の実施等(エコアクション)	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	事業者の責務	循環型社会の形成、廃棄物なごとの抑制、3Rへの努力	○
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)	第4条	事業者の責務	分別排出の協力	○
		資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)	第4条	廃棄物の発生抑制、再生資源の利用の促進	廃棄物の分別化の徹底、指定OA機器の適正処分(パソコン等機器のリサイクル化)	○
		地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	第5条	事業者の責務 温室効果ガス発生抑制	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策への協力(エコア	○
		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	第5条	事業者の責務	環境物品購入の推進	○
		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	第7条	事業者の責務	使用済小型電子機器等を分別、使用済小型電子機器等の収集・運搬・再資源化業者へ引き渡し	○
	静岡県条例	静岡県環境基本条例	第6条	事業者の責務	環境への負荷への低減公害防止、自然環境保全に必要な措置の実施等	○
		静岡県地球温暖化防止条例	第4条	事業者の責務	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施、県が実施する地球温暖化対策への協力(エコアクション21への積極的取組)	○
	浜松市条例	浜松市環境基本条例	第6条	事業者の責務	公害の防止、環境への負荷の低減、環境の保全及び創造に資する必要な措置の実施、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協	○
		浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例	第4条	事業者の責務	事業系廃棄物の減量化、廃棄物等の分別をすること等による資源物の資源化、廃棄物の適正処理、市が実施する廃棄物の減量等に関する施策への協力等	○
		浜松市音・かおり・光環境創造条例	第8条第2項	騒音の防止	自らの事業活動に伴って発生する騒音による近隣の静穏な生活環境への阻害の防止	○
			第9条	悪臭の防止	近隣の生活環境を損なうことのない悪臭の少ない生活環境の保持	○
		浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例	第4条	事業者の責務	快適で良好な生活環境を確保、市が実施する迷惑行為の無い快適で良好な生活環境の確保に関する施策への協力	○

<備考>遵守状況：○印 遵守、△印 検討中(対処中)、×印 不遵守

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟もありませんでした。

環境上の緊急事態への準備及び対応

<想定される緊急事態>

現場及び整備工場にて 発電機へ給油する際の油脂類の漏れによる土壌等への汚染

<対応策>

給油手順を明示し、遵守徹底します。

給油手順及び遵守事項

1. 河川、水路、排水溝などの近くで給油しない
2. 給油の際はウェス、吸着マット等を添え、こぼれ防止措置をとる
3. 給油口から目をそらさない
4. 自動停止機能のある場合は、停止後の給油は行わない
5. 万一、こぼれが生じた際には、吸着マット・ウェス等で丁寧に拭き取る

想定される環境上の緊急事態について、環境への影響を最小限に食い止めるため、年に1回の訓練を行います。今年度は12月26日に訓練を実施しました。社員16名、協力業者7名 計23名参加



手順の確認・検証を行った結果、対応策に問題ありませんでしたので、今後も継続します。

上記以外にも年1回以上、防災連絡訓練として安否確認メールによる連絡訓練を行っています。

※緊急時の連絡体制については制定している災害対策計画及び緊急連絡網等を活用し円滑な連絡・報告を行います。

代表者による全体の評価と見直し

①代表者による確認

報告 環境管理責任者 沖、作成 事務局 古田

項 目	確 認 (必要に応じてコメント記載)
1 エコアクション21文書	☒ :
2 環境経営目標及び目標達成状況	☒ :
3 環境経営活動計画及び取り組み実施状況	☒ :
4 環境関連法規及び遵守状況	☒ :
5 外部コミュニケーション・対応記録	☒ :
6 その他	☒ :

②代表者による見直し

項 目	変更の必要性	指示事項等
1 環境経営方針	有 ・ ☒ 無	
2 環境経営目標	☒ 有 ・ 無	目標や計画を見直すこと
3 環境経営計画・取り組み項目	☒ 有 ・ 無	経営計画や取り組み項目を見直すこと
4 実施体制	有 ・ ☒ 無	
5 その他環境経営システム要素	有 ・ ☒ 無	
6 その他	有 ・ ☒ 無	

③総評

□全体の評価・コメント

CO₂の削減は目標に比べて一部を除き各項目で減少している点については成果だと思います。燃料費、原材料等の高騰が続いておりますので少しでもムダを省いて活動を進めてほしいです。来期も環境目標を達成できるように、社員総会で経過報告を行い、社員への意識づけを継続していきたいと思っています。

令和 6 年 6 月 28 日

アサヒエンジニアリング株式会社

代表取締役 金原 秀明